

# AM&T CHINA LEGAL UPDATE

## CONTENTS

### I 特別寄稿

「中国で初の外国企業に対するカルテル処罰案件～液晶パネル案件～の検討」  
弁護士 中川 裕茂 / 弁護士 石黒 昭吉 / 顧問 李 彬

### II Lawyer's Eye

～続・CIETACにおける仁義なき戦い—その後の動向～ 顧問 李 加弟

### III 中国法令アップデート

- 全国人民代表大会常務委員会による「労働契約法」の改正に関する決定
- 商標法(改正意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)
- 最高人民法院による情報ネットワーク伝達権侵害紛争案件の審理の適用法律の若干問題に関する規定
- 最高人民法院及び最高人民検察院による贈賄刑事事件処理の具体的法適用の若干問題に関する解釈
- 最高人民法院による「涉外民事関係法律適用法」の適用に関する若干問題の解釈(一)
- 価格行政処罰手続規定(意見募集稿)(国家発展改革委員会)
- 証券投資基金法(全国人民代表大会常務委員会)
- 適格外国機関投資家国内証券投資外貨管理規定(改正)(国家外貨管理局)
- 廃棄電気電子製品回収管理弁法(意見募集稿)(商務部)
- インターネット出版サービス管理規定(改正意見募集稿)
- 外国新聞出版機関による中国国内での事務機関設立の管理弁法(意見募集稿)(新聞出版総局)
- 対外労務合作リスク処理予備金管理弁法(意見募集稿)(商務部)

## IV 中国万感

～一人っ子政策(2)～ 顧問 李 彬

## I 特別寄稿

### 中国で初の外国企業に対するカルテル処罰案件～液晶パネル案件～の検討

弁護士 中川 裕茂  
 弁護士 石黒 昭吉  
 北京事務所顧問 李彬

中国国家発展改革委員会（以下「NDRC」といいます。）は、2013年1月4日、韓国サムスン電子、LG電子、台湾奇美電子(Chimei)、友達光電(AUO)、中華映管、瀚宇彩晶(HannStar)の大手液晶パネルメーカー6社がカルテルにより液晶パネルの販売価格を不当につり上げていたとして、総額3億5300万人民元の行政処罰を課したと発表しました（以下「液晶パネル案件」といいます。）。

本件は、外国企業に対して正式にカルテルを原因として行政処罰を課した初めての案件であり、日本企業にとっても非常に大きなインパクトがあるため、ここに解説を加えたいと思います。

#### 1. 液晶パネル案件の概要

まず、NDRCの発表によると、次のような事実関係が認定されています<sup>1</sup>。なお、NDRCは、価格カルテルに関する独禁法の執行の管轄政府機関です。

- ・ 上記6社の企業は、2001年から2006年にかけて、台湾や韓国においてほぼ毎月、合計53回にわたり、「液晶会議」を開催し、会議において液晶パネル市場に関する情報を交換した。交換された情報には、液晶パネル市場の状況に関する情報、液晶パネルの販売価格に関する情報が含まれていた。
- ・ 6社の中国大陸における本件に関する液晶パネルの販売数量は、合計514.62万個、それぞれサムスンが82.65万個、LG電子が192.70個、Chimeiが156.89万個、AUOが54.94万個、中華映管が27.16万個、HannStarが0.38万個であり、合計の「違法所得」は2.08億人民元であった。
- ・ 処罰の内容は、(1)6社の違法所得額を2.08億人民元と認定し、6社に対し過払の代金1.72億人民元を中国国内のカラーテレビメーカーに返還するよう命じた上、(2)3675万人民元を没収し、(3)1.44億人民元の過料の支払いを命じるものである。(1)から(3)の合計は3.53億人民元であり、それぞれの負担額は、サムスンが1.01億人民元、LG電子が1.18億人民元、Chimeiが9441万人民元、AUOが2189万人民元、中華映管1620万人民元、HannStarが24万人民元であった。
- ・ 上記の他、6社は次の承諾を行なった。
  - (1) 今後、中国の法律を遵守し、市場競争秩序の維持を自覚し、その他の事業者及び消費者の合法的な権益を保護する。
  - (2) 中国のカラーテレビメーカーに対して公平に供給を行い、全ての顧客に対して同様のハイエンドの製品及び新技術の製品を購買する機会を提供する。
  - (3) 中国のカラーテレビメーカーのテレビの国内販売についての無償補修サービス期間を18ヶ月から36ヶ月に延長する。

#### 2. 液晶パネル案件から学ぶべきこと① ～適用法令～

<sup>1</sup> [http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20130104\\_521958.htm](http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20130104_521958.htm)(なお、中国語です。)

まず、NDRC が液晶パネル案件に適用したのは、独禁法ではなく価格法である点には注意が必要です。中国の独禁法は 2008 年 8 月 1 日から施行されているところ、NDRC の記者会見によれば、本件の価格カルテルは 2001 年から 2006 年の間に行われており、独禁法が施行される以前に価格カルテルの行為が終了していたとのことです。中国価格法は、独禁法の施行以前から、カルテルを禁じていましたが、独禁法は遡及効はないため、本件では価格法のみを適用しています。今回の行為が 2008 年 8 月以降も継続していた場合、独禁法違反<sup>2</sup>をも構成したものと思われます。今後、同様の事案で仮に 2008 年 8 月 1 日を跨いでカルテルが継続している場合、価格法及び独禁法の双方による処罰が行なわれることがありえます。

## 2. 液晶パネル案件から学ぶべきこと② ～ペナルティ～

上記の行政処罰では、違法所得の川下企業への返還、違法所得の没収及び過料の支払いが命ぜられています。これは、価格法で次のとおりのペナルティーが規定されていることによります<sup>3</sup>。

- (a) 違法所得の没収、及び違法所得の 5 倍以下の過料
- (b) 事業者がその他の事業者をして過重な支払いをさせた場合、当該部分の返還。事業者に損害が生じた場合には、損害賠償

この点、本件では、NDRC の認定によりますと、6 社の違法所得は 2.08 億人民元であるのに対し、過料の額は 1.44 億人民元と判断されており、違法所得の 5 倍の上限額を大きく下回る額に抑えられています。

一方、独禁法では、カルテルの合意が実施されている場合には、違法所得の没収の他、前年度の売上額の 1%以上 10%以下の制裁金を課することができるものとされています<sup>4</sup>。制裁金の金額について当局に裁量を与える仕組みは、欧州委員会の制裁金制度に類似しています。中国独禁法における制裁金は、算定の基準となる売上高を中国国内売上高に限定する旨の定めはありませんが、合理的に考えれば、中国国内売上高をベースに制裁金の額が計算されていくものと思われますが、問題は中国独禁法の制裁金規定は下限（1%）があり、特殊であることです。この下限が世界売上の 1%として運用されることとなると、制裁金は間違いなく巨額になります。

液晶パネル案件の NDRC の記者会見では、「もし独禁法が適用されていたら、制裁金の基数もこれらの企業の売上額となり、制裁金の金額も必ず多かつたであろう」とコメントし、今回の 6 社の行政処罰の金額は、独禁法が適用されたならば、さらに高額であったであろうことを言明しています。それ以上に、このコメントは NDRC が、独禁法に基づく制裁金は高額にすると宣言しているようなものであり、この点は注目されるべきです。

## 3. 液晶パネル案件から学ぶべきこと③ ～リーニエンシー～

上記の制裁金は、いわゆるリーニエンシー制度を通じて当局の審査に協力することにより引き下げる余地はあります。この点、液晶パネル案件は、価格法が適用されてはいま

<sup>2</sup> 独禁法第 13 条 1 項

競争関係にある事業者の間で次に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。

(1) 商品の価格を固定し又は変更すること。

<sup>3</sup> 価格法第 40 条、41 条

<sup>4</sup> 独禁法第 46 条 1 項

すが、NDFC の記者会見によると 6 社のいずれもが「自首」を行っていること、その情状により処罰の金額が異なっていることが読み取れます。

まず、行政処罰法では、行政機関の違法行為の調査に協力し、功績がある場合には、行政処罰を軽減することができる<sup>5</sup>と定めており、本件で行政処罰の金額に影響を与えた根拠は行政処罰法にあると思われます。

一方、独禁法では、中国の価格カルテルに関するニエンシー制度を規定しており、その特徴は以下のものです<sup>6</sup>。

- ・ 任意的減免制度であり、必ず減免の効果が得られるとは限らない。
- ・ 最初の報告者は任意的免除、2 番目の報告者は任意的に 50%以上軽減、3 番目の報告者は任意的に 50%未満軽減（いずれについても、「重要な証拠」の提供が必要）。
- ・ 申告が当局の調査開始前に行われたか否かは、法の規定上は要件とされていない。

液晶パネル案件では独禁法に基づく自主申告が行われたものではありませんが、今回の処罰において「自首」が行政処罰の金額を左右したことが言明されていることは、重要な意義があると思われる。そして、これまで中国ではこの制度が利用されていなかった一つの大きな理由は、自主申告の効果が任意的減免にとどまり、減免の恩恵を受けられるか可能性の高低が不明であったことにあるものと思われるが、今回の決定を踏まえて、例えば既に中国以外において自主申告を既に行なったような企業の中には、中国において迅速に自主申告を行なおうとする企業が出てくることが予想されます。

#### 4. 液晶パネル案件から学ぶべきこと④ ～時効～

液晶パネル案件は、行為の最終終了時点が 2006 年であるようであり、既に 6 年も前のことです。この点、行政処分の時効について考える必要があります。

まず、行政処罰法第 29 条は、「違法行為が **2 年間発見されなかったときは**、行政処罰を行わない。法律に別途の規定がある場合を除く。前項の規定の期限は、違法行為が連続し、又は継続している状態であるときは、行為の終了の日から計算する。」と規定しています。そして、価格法と独禁法では、上記の「別途の規定」はありません。そうすると、2008 年には時効が完成していたのではないかとの疑念も浮かび上がってきます。

しかしながら、全国人民代表大会常務委員会法制業務委員会は、弁護士の裁判官に対する贈賄行為に関する行政処罰の時効に関連して、次のとおりの解釈を示しています<sup>7</sup>。

「上述の機関（筆者注：公安、検察、裁判所、綱紀監察部門及び司法行政機関）のいずれかが弁護士の違法・規則違反の行為に対して調査を開始し、証拠を取得し、及び立件手続を行なった限り、全て「発見」されたものとみなす。公衆が告発した後その内容が事実であると認定された場合、発見による時効は告発の時点を基準とする。」

この文言の読み方には戸惑うところが多いのですが、合理的に考えると（又は中国政府の都合のよいように解釈すると）、違法行為の終了後 2 年以内に「告発」さえあれば、

<sup>5</sup> 行政処罰法第 27 条第 1 項第 3 号

<sup>6</sup> 価格独占の禁止に関する規定（国家発展改革委員会令第 7 号、2010 年 12 月 29 日公布・2011 年 2 月 1 日施行）第 14 条

<sup>7</sup> 「全国人民代表大会法制業務委員会による行政処罰訴追時効「2 年間発見されなかったとき」の認定問題を明確にする要望書に関する研究意見」（法工委復字[2004]27 号、2004 年 12 月 24 日）

その後いつでも調査を開始し、処罰することができる」と解釈される余地はあるのではないかと考えられます。そして、告発があったかどうかは非公開情報であり、外部の者には分からないことからすると、カルテル行為について摘発を受けることがなくなったと事業者が安心できる時間は半永久的に来ないということになります。

この解釈が正しいかどうかは別として、液晶パネル案件では 2006 年に終了したはずのカルテル行為に関して 2012 年に処罰が行われたものと思われるので、やはり、行為の終了時点から 2 年経過したことはリーニエンシーの申告を行わないという選択の正当な理由には全くならないことに留意すべきです。

※ 上記は筆者個人の見解であり、弊事務所の意見を代表するものではありません。また、正式なアドバイスは別途ご依頼ください。

## II Lawyer's Eye

### 続・CIETAC における仁義なき戦い—その後の動向



顧問 李 加弟

2012年9月4日付のニュースレターでは、「CIETACにおける仁義なき戦い」と題し、中国国際経済貿易仲裁委員会(China International Economic and Trade Arbitration Commission、以下「CIETAC」という。)本部とその上海分会・華南分会との紛争及び仲裁実務への影響について触れたが、その後、2012年末にかけて今回はその後の動向を紹介する。

#### 1. その後の動向

2012年9月以降の動向は下記の通りであり、華南分会の動きが活発であることが分かる。

日付 (2012年)	当事者	動き
11月6日	華南分会	深セン市の常務委員会において「深セン国際仲裁院管理規定(試行)」の制定
11月23日	華南分会	広東省司法庁による深セン国際仲裁院を仲裁委員会として認める登記の公告 <sup>8</sup>
12月1日	華南分会	新しい仲裁規則である「華南国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」及び新仲裁人名簿の実施
12月6日	華南分会	広東省司法庁による「華南国際経済貿易仲裁委員会は、適法、独立した仲裁機構であり、他の仲裁機関は当事者が仲裁合意により華南分会による仲裁と約定した事件について仲裁を受理する権限がない」との回答 <sup>9</sup>
12月9日	華南分会	新名称である「華南国際経済貿易仲裁委員会」及び「深セン国際仲裁院」の使用開始

<sup>8</sup> 2012年12月21日人民法院報

<sup>9</sup> 広東省司法庁2012年12月6日付「違法な仲裁業務の展開に対する調査・対処の請求に関する問題への回答」(粵司函[2012]413号)

12月31日	北京本部	以下の事項を公表 ① 華南分会の名称変更及び CIETAC の分会という性質を変更する行為(後述)、並びに「華南国際経済貿易仲裁委員会」の名義で制定した仲裁規則及び仲裁員名簿の無効 ② 上海分会及び華南分会による「中国国際経済貿易仲裁委員会」及び「CIETAC」の名称、ロゴ等の使用、並びに上海分会及び華南分会名義での仲裁活動の禁止 ③ 上海分会及び華南分会の仲裁申立受理及び事件管理権限の取消し ④ 当事者が上海分会又は華南分会による仲裁と約定した場合、CIETAC 本部の上海又は深セン秘書局が事件を受理し管理すること
--------	------	---

以上のうち、深セン市による「深セン国際仲裁院管理規定(試行)」の制定、及び広東省司法庁による公式回答は、華南地域の地方政府が華南分会を明確に支持したことを意味する。華南分会では CIETAC 本部とは独立して事件処理が行われており、少なくとも広東省内においては、華南分会の仲裁判断が執行されている。

他方、上海分会は、昨年9月以降に表だつた行動を取っていない。ただし、12月31日付けの CIETAC 本部の公告に拘わらず、上海分会は、引き続き「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」という名称を使用し、仲裁申立てを受け付け、仲裁判断を行っている。また、少なくとも上海市内の人民法院においては、上海分会の行った仲裁判断が引き続き執行されているようである。

## 2. 今後の実務

上海分会及び華南分会を仲裁機関として定める仲裁合意については不確定要素が多いため、利用者側としては、仮に上海や華南地域にある企業との間の契約であったとしても、CIETAC 本部を仲裁機関として、CIETAC 仲裁規則を仲裁手続において用いるものと定めておく方が望ましいといえる。仲裁地については上海や深センを定めても構わないと思われるが、現在は仲裁の実際の手続の進行をめぐって分会との対立がどのような形で現れるか予測がつかない段階であるため、筆者としては保守的に考え記載をしない方が望ましいと考える。

なお、この問題について筆者が執筆に参加した論文として、中川裕茂・李加弟「中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)の上海分会と華南分会への授権取消と契約及び仲裁の実務における今後の影響」(国際商事法務 Vol.40, No.10(2012))があり、こちらもご覧いただきたい。



## Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

### 最新中国法令の解説

#### <労働>

#### 全国人民代表大会常務委員会による「労働契約法」の改正に関する決定

[ポイント] 本法は、現行の「労働契約法」(7月17日号ニュースレターご参照。)を改正するものである。本改正については、2012年7月に改正案が公表されており(なお、改正案の詳細につき、8月1日号ニュースレター「Lawyer's Eye」もご参照。)、労働者派遣に対する規制を強化する方向が示されていたが、本改正法は、改正案よりも更に踏み込んだ内容となっている。まず、改正案では、労働者派遣の対象業務の範囲を画する「臨時的」、「補助的」又は「代替的」の要件の意義を具体的に定めていたが、本改正法では表現を若干修正しつつこれを維持したほか、使用者が使用する派遣労働者の総従業員に占める割合に上限を設けることを新たに明らかにした。この割合は本改正法には明示されておらず、人力資源社会保障部が別途定めるものとされており、今後の規則の制定が待たれる。また、正社員と派遣労働者の同一労働同一賃金原則についても、改正案よりも更に踏み込み、派遣労働者と正社員との間で同様の労働報酬の分配方法を実施することを使用者の義務として明示する条項が追加され(改正法第63条1項)、現行の労働契約や労働者派遣契約がこれに合致しない場合には調整を行うべきことも定められている。派遣労働者を使用している現地法人においては、派遣労働者が就業している業務や派遣労働者の給与等につき再確認が求められる。

(2012年12月28日公布、2013年7月1日施行)(主席令第73号)

[原文] [全国人民代表大会常務委員会关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定](#)

#### <知的財産権>

#### 商標法(改正意見募集稿)(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本弁法(改正意見募集稿)は、現行の「商標法」の改正案である。本改正案では、新たに悪意による商標権侵害で情状が重大である場合、商標権者が受けた損害などの3倍を上限とする懲罰的損害賠償義務を課することが盛り込まれた。近時、著作権法(7月17日号ニュースレターご参照。)、特許法(特許権、実用新案権、意匠権)(9月4日号ニュースレターご参照。)についても、悪意による侵害行為に対し懲罰的損害賠償義務を課することを盛り込んだ改正案が公表されており、本改正案により主要な知的財産権全てについて懲罰的損害賠償制度を盛り込む方向性が明確に示されたことになる。

(意見募集期間:2012年12月28日~2013年1月31日)

[原文] [商標法修正案\(草案\)](#)

#### 最高人民法院による情報ネットワーク伝達権侵害紛争案件の審理の適用法律の若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、著作権の一部である情報ネットワーク伝達権(有線又は無線で公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選択した時間と場所で著作物を得ることができるようにする権利。著作権法第10条1項(12)号)の侵害に関する紛争案件についての司法解釈である。本規定については、

2012年4月に意見募集稿が公表されており(2012年5月31日付け法令調査報告書ご参照。)、本規定はこの意見募集を踏まえて制定されたものである。本規定はネットワークに権利侵害コンテンツがアップロードされた場合のネットワークサービス提供者による権利侵害責任の成否などについて定めている。なお、本規定により、情報ネットワーク伝達権侵害訴訟の管轄は被告の住所地又は権利侵害行為地を管轄する人民法院とされているが、被告の住所地及び権利侵害行為地が不明の場合のほか、国外にある場合であっても、原告が権利侵害コンテンツを発見したコンピュータ端末機等の所在地を権利侵害地とみなすことができることが定められており(第15条)、中国国外にコンテンツを含むサーバなどが設置されている場合にも人民法院で訴訟を提起しやすくなっていることが注目される。なお、「コンピュータネットワーク著作権紛争案件の審理の法律適用についての若干問題に関する解釈」(2006年12月19日付け法令調査報告書ご参照。)は、本規定の施行により廃止された。

(2012年12月17日公布、2013年1月1日施行)(法釈[2012]10号)

[原文] 最高人民法院关于审理侵害信息网络传播权民事纠纷案件适用法律若干问题的规定

### <刑法>

#### 最高人民法院及び最高人民検察院による贈賄刑事事件処理の具体的法適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、刑法における贈賄罪の処罰の基準を明らかにする司法解釈である。次の2点が特に重要と思われる。(1)これまで捜査機関による立件の基準であった贈賄額1万人民元以上が、裁判での刑事責任追及の基準とされた。すなわち、1万人民元以上の場合は起訴が強制されることを意味する。(2)重い刑罰を適用する要件である「情状が悪質である場合」、「国家の利益に重大な損失を与えた場合」等の要件、及び刑の減免を受けるための要件が具体化された。

(2012年12月26日公布、2013年1月1日施行)(法釈[2012]22号)

[原文] 最高人民法院、最高人民检察院关于办理行贿刑事案件具体应用法律若干问题的解释

### <国際私法>

#### 最高人民法院による「涉外民事関係法律適用法」の適用に関する若干問題の解釈(一)

[ポイント] 本弁法は、中国における統一的な国際私法である「涉外民事関係法律適用法」(2010年11月29日付け法令調査報告書ご参照。)(2011年4月1日施行)に関する司法解釈である。本解釈では「涉外民事関係」に該当するか否かの判断基準につき、現行の「民法通則」の徹底執行についての若干問題に関する意見(試行)第178条などの規定を更に明確にしている(本解釈第1条)ほか、涉外民事関係法律適用法第10条に基づき直接に涉外民事関係に適用される中国法の強行法規につき、労働者の保護、外貨管理、独占禁止法関係などの例示を行っている(本解釈第10条)点などが注目される。

(2012年12月28日公布、2013年1月7日施行)(法釈[2012]24号)

[原文] 最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的解释(一)

### <経済法>

#### 価格行政処罰手続規定(意見募集稿)(国家発展改革委員会)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、「価格法」や「価格違法行為行政処罰規定」(2010年12月27日付け法令調査報告書ご参照。)等に基づき、発展改革部門が行う行政処罰手続について、立件から処罰の執行までの手続などを定めたものである。なお、独占禁止法に基づく価格カルテルの処罰については、別途制定されている「価格独占の禁止に関する行政法執行手続規定」(2011年1月11日付け法令調査報告書参照)が適用される。現行の「価格行政処罰手続規定」及び「価格監督検査管理規定」は、本規定の施行に伴い廃止されることが予定されている。

(意見募集期間:2012年12月14日~2013年1月12日)

[原文] 价格行政处罚程序规定(征求意见稿)

## <金融>

### 証券投資基金法(全国人民代表大会常務委員会)

[ポイント] 本法は、日本の「投資信託及び投資法人に関する法律」に相当する証券投資基金法の改正法である。本改正法の意見募集稿については本ニュースレター2012年8月1日号で紹介しており、その際に主要な改正点として(1)私募ファンドを規制対象においたこと、(2)組成できるファンドの種類が増えたこと、(3)公募ファンドの募集が許可制から届出制とされたこと、(4)関連するサービスを提供する会社についての規定が設けられたことを挙げた。これらの他に注目すべき修正として、本法は元々契約型のファンドを対象としていたが、会社又はパートナーシップ企業の形態を取るファンドについても適用されることが規定された点が挙げられる。

(2012年12月28日公布、2013年6月1日施行)(主席令第71号)

[原文] [証券投資基金法](#)

### 適格外国機関投資家国内証券投資外貨管理規定(改正)(国家外貨管理局)

[ポイント] 適格外国機関投資家(いわゆるQFII)の外貨管理に関する規定につきおおむね次の3点が修正された。(1)QFIIが投資に用いる人民元口座につき詳細な規定が置かれた。すなわち、「人民元専用預金口座」という概念が置かれ(従前の「人民元特殊口座」に対応する。)、具体的には証券取引用口座とデリバティブ取引用口座を設けることとされた。(2)外貨口座から中国国外への送金につき、毎月の上限が、中国オープンファンド以外のQFIIはグロスで、中国オープンファンドはネットで、毎月の前年度の中国国内における総資産の20%とされた。他方で外貨管理局の許可が不要とされる場合が拡大された。(3)ソブリンファンドの投資上限額が撤廃された(従前は10億米ドル)。

(2012年12月7日公布、施行)(国家外貨管理局公告[2012]2号)

[原文] [合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定\(修订\)](#)

## <電気製品リサイクル>

### 廃棄電気電子製品回収管理弁法(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「廃棄電気電子製品回収処理条例」(2009年4月30日付け法令調査報告書ご参照。)等に基づき、「廃棄電気電子製品処理」で定められた目録廃棄電気電子製品の回収行為(収集、分類、保管、運送及び資格を有する廃棄電気電子製品処理企業への引渡し)を規制するものである。本弁法では、回収経営活動を行う主体は営業許可証を取得してから30日以内に商務部門に届出を行うべきことなどを定めている。

(意見募集期間:2012年12月18日~2013年1月10日)

[原文] [废弃电器电子产品回收管理办法\(征求意见稿\)](#)

## <出版>

### インターネット出版サービス管理規定(改正意見募集稿)

[ポイント] 本規定(改正意見募集稿)は、インターネット出版サービス(インターネットを通して公衆にインターネット出版物を提供する行為や他人のためにインターネットを伝達するサービス)を規制するものである。「外商投資産業指導目録」によると、(電子)出版物の出版、製作は禁止類に分類されているため、外資企業が従事することは一般的に禁止されている(本規定でも、独資、合併、合作による経営の禁止が明文で定められている。)。本規定の施行により、現行の「インターネット出版管理暫定規定」は廃止されることが予定されている。

(意見募集期間:2012年12月18日~2013年1月10日)

[原文] [网络出版服务管理规定\(修订征求意见稿\)](#)

### 外国新聞出版機関による中国国内での事務機関設立の管理弁法(意見募集稿)(新聞出版総局)

[ポイント] 外国の新聞社が中国国内で事務機関を設立するには新聞出版総局の許可が必要とされているが、本弁法は、その手続と設立後の管理に関して規定するものである。現在においても新聞出版総局により申請手続に必要な書類は公表されているものの、本弁法では許可の条件、提出書類、審査手続、年度検査等について規定されている。なお、中国国内で行う取材活動については別に外国常駐報道機関及び外国記者取材条例による規制が置かれている。

(意見募集期間:2012年12月18日～2013年1月10日)

[原文] 境外新闻出版机构在中国境内设立办事机构管理办法(征求意见稿)

### <対外労務合作>

#### 対外労務合作リスク処理予備金管理弁法(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「対外労務合作管理条例」に基づき、対外労務合作企業が積み立てるべき対外労務合作リスク処理予備金の銀行積み立てや用途などについて定めたものである。「対外労務合作管理条例」(2012年8月1日施行、7月17日号ニュースレター参照)第9条は、対外労務合作企業は、工商行政管理部門で登記をしてから5営業日以内に指定銀行に300万人民元を下回らない対外労務合作リスク処理予備金を積み立て、この予備金を、労働者に対する労働報酬の未払いが生じた場合の支払いなどに充てることを定めているが、予備金の積み立てや使用の詳細については別途定めるものとしていた(同条例第10条3項)。本弁法は、労働報酬などの未払いなどが生じたときに商務部門が予備金を労働者への支払いに充てる手続などを定めている(なお、現行規定として「対外労務合作予備金暫定規定」が存在しているが、この規定は本弁法の制定により廃止されることが予定されている。)

(意見募集期間:2012年12月13日～2013年1月13日)

[原文] 対外労務合作風險處置備用金管理辦法(征求意见稿)

### ※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>



# 中国万感



## 【一人っ子政策(2)】

北京事務所顧問 李 彬

前号の本欄で紹介したとおり、一人っ子政策は中国の人口抑制に一定の効果があったものの、この政策によって引き起こされた問題もある。今回は「421 家族」という問題を紹介する。

421 家族とは、1 組の夫婦がそれぞれの親 2 人(合わせて 4 人)と子供 1 人を養う家族、つまり、世代順に 4 人→2 人→1 人の人数で構成される家族である。この 421 家族には例えば次のような問題がある。中国では老後に養護施設を利用することは一般的でなく、子が同居して面倒を見るべきという考え方が根強い。421 家族の場合は双方の親と同居するのは困難で、例えば片方の親については夫婦の自宅近くに家を準備することもある。この場合は子供夫婦の経済的な負担が大きい。

また、経済的な負担だけでなく、気持ちの問題もある。春節(旧正月)の休暇には故郷に戻り両親と過ごすのが中国の伝統であり、両親もそれを期待しているが、421 家族ではどちらの故郷に戻るかを巡って時に親子や夫婦間の喧嘩の原因ともなる。

一人っ子政策からは他にも多数の問題が生じているため、将来的に見直しの動きがあると思われる。この政策を経験している世代として、私も見直しを期待している。

## TOPICS

2012年12月19日

当事務所のパートナー、城山康文弁護士、森脇章弁護士、小舘浩樹弁護士、中川裕茂弁護士らが、日本経済新聞社が実施した「2012年に活躍した弁護士ランキング」にて選ばれました。城山弁護士は知的財産部門において2位、森脇弁護士は外国法部門において1位に、小舘弁護士は企業法務部門において1位にランクインしました。また、中川裕茂弁護士が「企業が選ぶ弁護士ランキング」の外国法部門において8位にランクインしました。

日本経済新聞 2012年12月19日 朝刊(33面)

※ランキングの詳細は日本経済新聞電子版(有料)にも掲載されております。

2012年12月21日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士の中国の競争法(独占禁止法)審査に関するコメントが引用された記事が日本経済新聞に掲載されました。

「中国の独禁審査 経営のリスクに 大和ハウス、フジタ買収を延期 「尖閣」以降、遅れ相次ぐ」  
(2012年12月21日 日本経済新聞 15面)

2012年12月25日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、アソシエイト、石黒昭吉弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国現地法人「撤退」の法務(その2)」  
(ビジネス法務 2013年2月号)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー38階(総合受付)  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)



### 安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>